

平成24年12月18日

「北九州市環境影響評価条例の改正について（答申案）」に対する
市民意見の募集結果について

「北九州市環境影響評価条例の改正について（答申案）」に対する市民意見募集に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

皆さまからお寄せいただいた意見の概要及びこれに対する北九州市環境審議会の考え方を、次のとおり公表いたします。

なお、ご意見は一部要約又は分割して掲載しましたので、ご了承ください。

1 意見募集期間

平成24年11月1日（木）～平成24年11月30日（金）

2 意見提出状況

(1) 提出者 3名

(2) 提出意見数 15件

(3) 提出された意見の内訳

項 目	件 数
計画段階配慮手続に関するもの	8
方法書手続きに関するもの	3
説明会の開催に関するもの	1
事後調査に関するもの	1
対象事業に関するもの	1
手続きの再実施に関するもの	1

3 答申案への反映状況（案）

項 目	件 数
① 答申案の追加・修正あり	0
② 答申案の追加・修正なし	12
③ その他 (答申案に掲載済、または現行条例で規定済など)	3
合 計	15

「北九州市環境影響評価条例の改正について（答申案）」に対する 意見の概要と北九州市環境審議会の考え方（案）

■募集期間 平成24年11月1日（木）～平成24年11月30日（金）

■提出者数・意見数 3名・15件

【反映結果】

- ① 答申案の追加・修正あり ② 答申案の追加・修正なし
③ その他（答申案に掲載済または現行条例で規定済など）

1. 計画段階配慮手続に関するもの（8件）

No	意見の概要	北九州市環境審議会 としての考え方（案）	反映 結果
1	<p>可能な限り早期段階での環境影響評価への着手は望ましいことと考えます。</p> <p>一方、環境影響評価条例が適用された12件について、配慮書手続が行われたとしたら有効だったのか、環境審議会での検討結果があれば公開して欲しい。</p>	<p>個別の事例を用いた検討はしていませんが、配慮書手続の導入により、事業の初期段階から環境に配慮することとなるため、相当の効果があるものと考えています。</p>	②
2	<p>民間事業は所有地内で行うことが多いため、位置の複数案は殆ど考えられません。また、規模については事業性によるものであり、施設の配置や構造等についてはノウハウに当たる場合も多く、事業者としては早期の段階での開示は難しいと考えられます。</p> <p>ついては、配慮書手続の適用にあたっては事業者、事業種類等に適用除外を設けることが必要と考えます。</p>	<p>民間事業に限らず全ての事業において事業の位置・規模の複数案の比較が難しい場合が想定されます。そのような場合には、施設配置や構造・方式の比較などについて定性的な検討を行うなど、事業の種類や特性などに応じた柔軟な対応が可能な仕組みにしたいと考えています。</p> <p>このため、事業主体や事業種類による一律的な適用除外を設ける考えはありません。</p>	②
3	<p>民間事業者が行った案件は現状の事業実施段階での環境保全措置の検討で十分であり、配慮書適用の効果はないと思われ、一律に適用することは事業者への負担増にしかならないことが懸念されます。</p> <p>また、手続が増えることから、アセス期間が極力短くなるようにしていただきたい。</p>	<p>配慮書手続における事業者の負担軽減を図る次の仕組みを検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況調査は、既存資料により行う ・ 複数案の比較検討は、事業特性等に応じて可能な範囲内で行うようにする ・ 事業予定地周辺に住宅地が存在しない場合、住民からの意見聴取を任意とする など <p>また、配慮書の内容は、方法書作成時に検討すべき事項とも重複している箇所もあることから、事業者の作業時間が極端に増えることはないと考えています。</p>	②

No	意見の概要	北九州市環境審議会 としての考え方(案)	反映 結果
4	<p>複数案の設定が義務付けられています が、複数案の設定が出来ないときの対応 方法について検討いただきたい。</p>	<p>複数案の検討については、位置や規模 に加え、施設配置なども対象としている ことから、複数案が検討できない事業は 限られることになると考えていますが、 複数案が設定できない場合には、その理 由を示し、単一案による事業計画で検討 できるようにすることなどの柔軟な制度 としたいと考えています。</p>	②
5	<p>配慮書段階では事業計画もまだ固まっ ておらず、各種諸元についても未確定な 物が多いと考えられます。よって、予測 においては数値解析等の詳細なものは出 来ないと思われますので、定性予測又は 簡易手法での予測方法も技術指針で記載 していただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、配慮書段階における 調査、予測、評価については、詳細な検 討が困難な場合が多く、また、その意義 も限られると考えています。このため、 今後、専門家を交えて検討する技術指針 において対応していきたいと考えていま す。</p>	②
6	<p>環境だけでなく、経済性・社会性も含 んだ総合的な評価が必要と思われます。 選択肢にゼロオプションを含む場合、環 境の観点のみの評価では、事業を行わな いことが最も影響が小さくなることは自 明です。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	②
7	<p>配慮書は既存資料の利用を基本とする ため、乏しい情報をもとに評価項目の絞 り込みが行われることを懸念します。配 慮書では注目すべき項目に絞って議論し ても良いと思いますが、これを免罪符と して方法書・準備書の評価項目が必要以 上に削除されることが予想されます。</p>	<p>配慮書手続は、事業の熟度が低い段階 で行われるため、既存資料をもとに限ら れた情報での検討が想定されます。 しかしながら、事業計画の内容や規模 に応じて環境負荷を想定しつつ環境に対 する影響の予測や評価を検討すること になりますので、そのような事態が生じる ことはないと考えます。</p>	②
8	<p>調査方法等は「事業者の負担軽減の観 点」から、原則「既存の資料」で良しと していますが、この「事業者の負担軽減 の観点」という文言は削除すべきです。 高額な経費が発生しようとも、必要な 項目については厳正・厳密に取り組むべ きであり、計画段階環境配慮書手続の取 組みが免罪符・アリバイ作りのこと を危惧します。</p>	<p>現状においても環境影響評価手続には 期間を要しており、今回の改正でさら に手続が増えることに対しては、可能な範 囲で事業者の負担軽減を図る必要があ ると考えています。 なお、従前から環境影響に関する詳細 な調査・予測・評価は方法書以降の手続 で確実に実施されることになっていま すので、問題ないと考えています。</p>	②

2. 方法書手続に関するもの (3件)

No	意見の概要	北九州市環境審議会 としての考え方(案)	反映 結果
9	<p>環境影響評価法に準じて方法書の内容を要約した書類の作成を規定しようとしています。事業者への負担を増やすことは新規事業への意欲をそぎかねないため、出来る限り簡便にすることが求められます。紙数が多くないものに対してまで一律要約書の作成を求める必要はないと思います。</p>	<p>小規模な事業や環境影響が軽微であると推測される事業については、方法書のページ数も少なくなる傾向にあるようですが、専門的な内容が記載された図書であることには変わりありません。環境影響評価制度は、事業者と住民などの関係者間でより良い情報交流を行うためのツールとしての役割も担っています。今回、情報交流を円滑に進めるため、方法書をわかり易く要約した書類(要約書)の作成を義務づけることとしたものです。</p> <p>また、要約書は今回の改正で規定された住民向け説明会資料としても利用できるため、事実上大きな負担になるものではないと考えています。</p>	②
10	<p>方法書における評価項目の選定は、客観的に明確な根拠がない限り選定することを基本とし、現地調査・予測・評価の結果を準備書に示すべきと考えます。「メリハリのある項目選定」の根拠が曖昧であるため、項目選定に時間を要しているのが実情です。これを解消するためには、技術マニュアルを刷新し、項目を選定しない要件や簡易な予測手法でもよい要件等を明記することが考えられます。</p> <p>複数のアセス案件の実績があるようなので、これらと比較し、適正な判断の目安が示されることを望みます。</p>	<p>方法書における評価項目の選定の考え方等については、条例改正後に行われる技術指針の改定において、検討することとしています。</p> <p>その検討の際に、ご指摘の点についても事業者に混乱が生じないように十分配慮していきたいと考えています。</p>	②
11	<p>方法書に対する市長意見については、準備書で事業者見解を示すこととされています。市(審査担当者)と事業者が、調査・予測に着手する前に、事業者見解案について協議する機会があれば、より円滑なアセスが実施できると思います。</p>	<p>これまでも環境アセスメントの手続の際には、市と事業者との間で、色々な場面(例：方法書手続の前段階ほか)で協議しています。改正条例の施行にあっても従来と同様に、適宜協議を行い、円滑な手続に努めていきたいと考えています。</p>	②

3. 説明会の開催に関するもの (1件)

No	意見の概要	北九州市環境審議会としての考え方(案)	反映結果
12	方法書や準備書の説明会は、土曜日や日曜日、祝日、夜間の時間帯、最低2回開催など、市民が参加しやすいように配慮すべきと考えます。	これまでも夜間の時間帯に説明会を開催するなど市民が参加しやすい日時に実施されています。今後も積極的な市民参加を促すよう事業者に働きかけを行っていきます。	③

4. 事後調査に関するもの (1件)

No	意見の概要	北九州市環境審議会としての考え方(案)	反映結果
13	事後調査は、環境保全措置の効果や事業者の取り組みを確認するため、極めて重要な手続と考えます。今回の改正で計画書・報告書の公表が追加されるようですが、更に実効性を高めるため、審査会の委員を中心とした専門家との関わりの強化を図るべきと考えます。	事後調査については、本市としてもその重要性を認識していますので、従来から必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴くものとするなど、専門家との関わりを規定しており、変更ありません。 今回の改正では、事後調査結果等の公表を追加したものです。	③

5. 対象事業に関するもの (1件)

No	意見の概要	北九州市環境審議会としての考え方(案)	反映結果
14	風力発電所に加え、メガソーラー太陽光発電所を追加すべきです。 立地場所が森林や草地などの場合、太陽光パネル下は完全に日陰状態となり、動植物への悪影響が考えられるためです。	対象事業は、施行規則で定めるものであることから、今後専門家の意見を聴きながら、改正等を行っていきたいと考えています。 ただし、太陽光発電所の設置にあたり、土地の改変面積が50ヘクタール以上となる場合は、「土地の造成」に該当することから、現行条例においても対象事業となります。	②

6. 手続の再実施に関するもの (1件)

No	意見の概要	北九州市環境審議会としての考え方(案)	反映結果
15	近年、環境影響評価手続が完了しているにもかかわらず、行政での財政問題や企業の資金難等で工事等の着手が大幅に遅れている事例等が見られます。 ついては、ある一定期間を経過して着手する場合、再度の環境影響評価手続の実施などを義務付ける必要があります。	事業に着手しようとする場合、環境影響評価書提出時と環境の状況が著しく変化していると認められるときは、事業者に対し手続の再実施を求めることを、現行条例第21条に規定しています。	③